

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月25日
【会社名】	株式会社東京デリカ
【英訳名】	TOKYO DERICA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木山茂年
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役管理部長 山田 陽
【本店の所在の場所】	東京都葛飾区新小岩1丁目48番1号 上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行なっております。 東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長である 木山 茂年及び当社最高財務責任者常務取締役管理部長 山田 陽は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、事業年度末日である平成21年3月31日を基準日として、内部統制の評価を行ないました。財務報告に係る内部統制の評価に当たり、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

当社グループは、「平成21年3月期の財務報告に係る内部統制の評価計画について」（平成20年5月20日取締役会報告）に基づき、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲といたしました。

当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。重要な事業拠点を選定する際は連結売上高を指標とし、概ね99%を占める当社を事業拠点としております。当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目は売上高、売掛金、たな卸資産（商品）であります。また、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引または事象についても個別に評価対象といたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度末日時点における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。